聖隷クリストファー大学看護学部学生表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聖隷クリストファー大学看護学部における学業及び各種活動等の成果が 顕著であると認められた学生及び学生団体の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、学部長賞とする。

(表彰の基準)

- 第3条 表彰は次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体に対して行うものとする。
- (1) 本学部における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れていると認められる者
- (2) 課外活動において、顕著な成績を修め、本学部の名誉を高めたと認められる者、又は課外活動の充実と振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、顕著な功績があり、本学部の名誉を高めたと認められる者
- (4) その他、本表彰に相応しいと認められる者、その他同等の評価に値する行為があったと認められる者

(表彰候補者の推薦)

第4条 本学部教員は、前条各号のいずれかに該当すると認める者がある場合は、学部長に推薦することができる。

(表彰候補者の選考)

- 第5条 表彰候補者の選考は、看護学部学生表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。) において行う。
- 2. 選考委員会は、選考結果を学部運営会議及び教授会に報告する。
- 3. 前項のほか、学部長自らが選考の上、学部運営会議の議を経て、教授会に報告する。

(被表彰者の決定)

第6条 学部長は、学部運営会議及び教授会の議を経て、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

- 第7条 表彰は、学部長が表彰状を授与することにより行う。
- 2. 前項の表彰状にあわせて、副賞を授与することができる。

(表彰の時期)

- 第8条 表彰は、卒業式・修了式の日に行う。
- 2. 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると学部長が認めた場合は、その都度行うことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、学生表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、2018年2月5日から施行する。